

私たちは建設廃棄物のプロフェッショナルです

建廃協だより



2009 秋 号



関東建設廃棄物協同組合

目次

●平成 21 年度「講演と懇親の集い」開催

「わ」になって考えよう「どうなる建設廃棄物のゆくえ」

●特集 1 「講演と懇親の集い」基調講演

①「東京都の不法投棄対策について」

東京都環境局廃棄物対策部（不法投棄対策担当） 副参事 佐伯 文博

②「廃棄物処理法のゆくえ」

弁護士 佐藤 泉

●特集 2 「講演と懇親の集い」パネルディスカッション

●委員会活動報告

・共同購買・広報委員会

カーボンオフセット共同購買スタート

・優良化・電子化推進委員会

電子マニフェストについて

第三者評価制度認定取得に向けて

・処理システム委員会

BCS 合同施設視察会開催 - 福島～仙台

破碎選別研究会

・解体分科会

解体分科会の主な取り組みについて

・収集運搬委員会

小口巡回収集について

●行政動向・トピックス

●コラム・あとがき

●組合員名簿

平成21年度「講演と懇親の集い」

「わ」になって考えよう「どうなる建設廃棄物のゆくえ」



今年も恒例の「講演と懇親の集い」（主催：関東建設廃棄物協同組合 協賛：(社)全国産業廃棄物連合会・建設八団体副産物対策協議会）を、7月24日明治記念館にて400名を超える参加者を迎え開催いたしました。

今年度のテーマは“「わ」になって考えよう「どうなる建設廃棄物のゆくえ」と題し、パネルディスカッションをメインプログラムに昨年に引き続き3部構成で行われました。

第1部の「映画上映」では、地球温暖化をテーマにした、第81回米国アカデミー賞短編アニメーション部門受賞作品の「つみきのいえ」を上映しました。

地球温暖化の影響で、ほとんどの建物が水没した土地で暮らす老人。ある日落とし物を探しに海に潜ると…。

優しい絵とナレーションで、しみじみと環境問題について考えさせられる素晴らしい映画で、多数の参加者からご好評をいただきました。



つみきのいえ



挨拶をする全産連 石井副会長

第2部の「講演の部」は(社)全国産業廃棄物連合会副会長 石井邦夫氏よりご挨拶をいただいた後、基調講演として「東京都における建設廃棄物対策」を東京都環境局廃棄物対策部の佐伯副参事に、2題目は「廃棄物処理法のゆくえ」を弁護士の佐藤氏にご講演いただきました。

そして休憩を挿んだ後半は、今回のメインテーマでもある“「わ」になって考えよう「どうなる建設廃棄物のゆくえ」と題したパネルディスカッションが行われました。

基調講演の内容につきましては「特集1」、パネルディスカッションの内容につきましては「特集2」で詳しく紹介させていただきます。

第3部の「懇親の部」では、理事長挨拶の後、今年度から新体制の組合新理事が紹介されました。

また、来賓からは環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長坂川様、国土交通省総合政策局建設業課建設業技術企画官 有野様、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団理事長 樋口様、社団法人建築業協会環境委員会副産物部会部会長 高橋様からご挨拶をいただきました。



組合新理事の紹介

ご挨拶いただいた来賓の方々



環境省大臣官房廃棄物・
リサイクル対策部
産業廃棄物課 坂川課長



国土交通省総合政策局
建設業課
有野建設業技術企画官



(財)産業廃棄物処理事業
振興財団
樋口理事長



(社)建築業協会
環境委員会副産物部会
高橋部会長

そして組合員の功労表彰を行った後、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター理事長 古市氏に乾杯のご発声をいただき、懇親の部がスタートいたしました。



懇親の部



乾杯をする(財)日本産業廃棄物処理振興
センター 古市理事長

今年度の功勞表彰及び永年勤続表彰者は下記の通りです。

☆平成21年度表彰者☆

特別功勞表彰

岡 信夫 (市川燃料チップ株式会社)
 岡林 聰 (株式会社共同土木)

功勞表彰

中村 泰雄 (株式会社エコワスプラント)
 宮島 喜六 (株式会社共同土木)
 橋本 誠 (新和環境株式会社)
 花澤 憲一 (東明興業株式会社)
 山路 和人 (東明興業株式会社)
 安藤 兼平 (株式会社ユーワ)

永年勤続表彰

関田 誠 (株式会社 I WD)
 前本 次郎 (株式会社 I WD)
 藤本 八郎 (市川燃料チップ株式会社)

小口 智史 (有限会社大空土木)
 青木 和也 (有限会社大空土木)
 石曾根 守 (株式会社共同土木)
 江部 広一 (株式会社共同土木)
 三森 秀典 (新和環境株式会社)
 脇坂 貴史 (成友興業株式会社)
 吉田 義雄 (株式会社タケエイ)
 岸上 章男 (株式会社タケエイ)
 葛西 美恵 (東明興業株式会社)
 菅田 多栄美 (東明興業株式会社)
 岡田 一博 (株式会社ユーワ)
 瑞慶覧 弘 (株式会社ユーワ)
 倉成 敏久 (ワイエム興業株式会社)

※敬称略 順不同



今年度の功勞表彰・永年勤続表彰者

中締めは、今年度から副理事長に選任された浅尾副理事長が挨拶を行い、今年の講演と懇親の集いも盛況のうちに幕を下ろしました。



来年は7月27日(火)開催です。
 皆様のご参加をお待ちしております。



中締めの挨拶をする浅尾副理事長

「東京都の不法投棄対策について」

東京都環境局廃棄物対策部（不法投棄対策担当） 副参事 佐伯 文博

日ごろより、皆様におかれましては東京都の環境行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。また本日は、このような大勢の方々の中で私どもの仕事の紹介をさせていただく機会を与えていただきありがとうございます。私の方からは、東京都の不法投棄対策についてご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。



東京都環境局廃棄物対策部

佐伯副参事

産廃Gメンとは

最初に、私どもの不法投棄対策を実施している組織について簡単に説明させていただきます。

環境局の廃棄物対策部産業廃棄物対策課不法投棄対策係の職員を指しまして、組織上の正式な名称ではないですが、通称「産廃Gメン」と呼んでおります。

係の創立は平成 14 年度。それまでも同様の事業を課の中で行っていましたが、都の不法投棄対策の強化のために平成 14 年度に係として独立したものです。スタッフはプロパー職員の他に、警視庁からの派遣職員が 2 名と専門的非常勤の合計 14 名で構成しています。特徴として、東京都以外の他県の類似組織が自県内の不法投棄現場の規制監視を主な業務としているのに対して、我々は一つの自治体を超えた規制監視指導を主な目的とした点を挙げることができます。後ほど説明しますが、これが他県とは異なる東京都の不法投棄対策の特徴です。

産業廃棄物の不法投棄は、環境省の報告にある通り全国ベースで減少傾向にあります。小規模かつ巧妙化しており、実際の範囲を超えた広域的事案が多く、約 7 割から 8 割が建設廃棄物からと言われております。19 年度につきましては 382 件で、建設廃棄物はその大部分を占めているという傾向にあります。東京の産業廃棄物処理の特殊性として、中間処理や最終処分を他県に依存している割合が非常に高く、中間処理の 4 割近く、最終処分の 8 割強を都外で処理しているという状況にあります。

都内での不法投棄の発生事例は今のところほとんどありません。都市化が進んでおり、捨てにくいという状況があると思いますが、家電などの一般廃棄物については増加傾向にあります。都内で排出された産業廃棄物のうち、適正ルートから外れた廃棄物というものが都外へと流出して、他県での不法投棄を招来する例が後を絶たないということで、他の都道府県のような不法投棄の発生現場をいかに防止するかといった施策と異なる、都独自の施策の体系が必要となってきます。

東京都における不法投棄対策① 産廃スクラム29

東京都における不法投棄対策を説明させていただきます。柱として主に三つあります。1番目は広域連携の強化、2番目は不法投棄の未然防止、3番目は事業者や都民などとの連携強化です。

まず、1番目の広域連携の強化についてです。平成20年2月、東京都内の解体現場を排出源として、埼玉県で発生した不法投棄の現行犯逮捕の事例についてご紹介します。これは広域連携による不法投棄事案の摘発事例の典型的なものであります。

経緯は平成20年2月、埼玉県の方から、都内北区の解体工事から発生したと思われる建設廃棄物の不法投棄という通報を受け、北区の解体現場へ向かいました。現場へ向かったところ、その行為者と思われる業者が解体廃棄物の持ち出しを行っているのを確認し、その後、埼玉県と連絡をとりながら2日間の張り込みを行って、廃棄物の搬出から追跡をしました。その結果、当該業者の本社である越谷市内で不法投棄をしているところを確認し、埼玉県と連携して埼玉県警が行行為者を現行犯で逮捕したという事例です。

このような広域連携、いわゆる「産廃スクラム29」といったものを東京都と関東の自治体で始めております。産業廃棄物は広域処理が行われており、それに伴って不法投棄などの不適正処理事案も広域化の傾向があります。不法投棄発生後の迅速かつ正確な対応のためには、日ごろから自治体間で不法投棄防止に関する連絡を密に取り合うなど、広域連携による情報の連携、協力体制の確立が何よりも必要となってきます。このために、平成12年度に都が周辺の自治体に呼びかけて、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会というものを立ち上げました。これが「産廃スクラム」と呼んでいるものです。平成12年11月21日に設立。発足時は21の自治体でしたが、21年度現在では29の自治体に増え、1都11県17保健所設置市となっております（保健所設置市をメンバーに含むのは、法令上保健所設置市が産廃行政を所管しているため。21団体で発足後、13年に福島県、14年にさいたま市、15年に郡山、いわき、川越、船橋、20年に柏、21年に前橋市が新たに加わって、加入自治体は増える見込み）。

東京都における不法投棄対策② 不法投棄の未然防止

続いて2番目の不法投棄の未然防止についてです。産廃スクラムといった広域的な取り組みと並び、現在東京都が力を入れているのが不法投棄の未然防止に向けた取り組みです。東京都で排出された産業廃棄物が他県で不法投棄されているのを効果的に防ぐためには、広域対応に加えて、廃棄物の発生段階での排出指導を行い、廃棄物を最初から適正な処理ルートに乗せることが何よりも重要だと思っております。また廃棄物が発生しますと、周辺的生活環境を悪化させるだけではなく、原状回復といったような対応策にも膨大な経費と時間がかかることとなりますので、あらかじめ不法投棄を発生しないような対策を講じることが合理的ということです。

未然防止に向けた取り組みの中心は、建物の解体工事の現場指導です。産廃Gメンによる広域的監視と相互補完的な関係にあるものとして、都内全域にわたる中小規模の建物解体工事現場への立ち入り指導を行うことに取り組んでいます。工事の元請業者、建設業者や解体工事業者、それから産廃処理業者の指導を実施することで、建設廃棄物が都外への不適正処理ルートに流出することを断つ取り組みを進め、業界の方々からも注目されております。業界紙などでもよく取り

上げられ、他の自治体や個々の事業者からも問い合わせが多く寄せられております。不適正現場の情報提供が寄せられることも多々あります。

調査は我々環境局の他に都市整備局、建設リサイクル法に定める特定行政庁である特別区と、多摩地区の一部の市が立ち入りを行っております。それぞれ立ち入りの内容はすみ分けがされていますが、我々環境局サイドとしては、建物解体現場から排出される廃棄物の適正処理に着目し、現場責任者等の監督状況、現認等の状況、分別解体状況や解体廃棄物の保管状況、それから産業廃棄物の管理票いわゆるマニフェストの有無の確認、マニフェストD票の提出を後日いただくとか。あるいは車両の表示、収集運搬業の許可の有無などについて調査・指導をして、全体として総合評価が良好かどうかということ进行调查しております。

この結果をデータベースに登録し、個々の事業者の指導記録としており、全体としても統計分析を行っています。20年度後半からは、それまでの立ち入り調査で得られたこれらの情報を出前講座という形で業界の方々に還元し、業界団体を通じて10数回実施。延べ1000人程度の事業者の方々に受講していただいています。立ち入り指導の実績は、19年度2061件、20年度1311件です（件数は現場数。20年度は方針転換のため、一現場へ複数回立ち入りを行っている）。

現場にはあらかじめ連絡をせず抜き打ちで立ち入る関係で、行ってみたら未着工、あるいは既に解体済みといったような現場も結構あります。木造家屋の解体現場は工事期間が短く、未着工だった現場を再訪問したら既に解体済みで更地になっているというようなケースもあり、解体中の現場の捕そくには苦労しています。また未着工や更地になって完了であっても、施工業者等の連絡先がわかった場合には、ビラを送付して適正処理の周知を図ったり、直接電話連絡をとるなどして、できる限り事業者の啓発に努めています。

調査の結果、全体的に言えることは、規模の大きさによる良否の違いが見られたということがまず一つ挙げられます。一言で言ってしまうと、大きな現場ほど監督の常駐率が高く、施工管理がしっかりしているということです。収集運搬や中間処理の状況としては、無許可の収集運搬業者や中間処理業者への委託の事例もありました。

不適正処理の背景として、第1に故意や知識不足等、現場に従事する事業者個々に起因するもの。第2に、元請・下請間の受発注等により適正処理に費用が回らなくなっているということ、排出事業者と投棄事業者の責任があいまいになっていることが見受けられます。

現場指導から見えた問題点と今後の方向性

このように現場指導を行って見えた問題点として、まず一つ目は発生源ということです。これは工事の金額が非常に低く抑えられており、末端の下請業者が処理経費を捻出できずに不法投棄に回るケースが少なからずあると考えられます。また解体業の厳しさに加えて、東京の地域性である住宅密集度の高さも不法投棄を誘発する要因になり得ると考えられます。せまい現場で十分な分別が行われず混合廃棄物となり、廃棄物の搬出後の保管積替え施設で再分別を行うことになるなど、実態としては不適正保管されたり、廃棄物の分別が粗雑であっても、それを受け入れてくれる無許可の中間処理業者が横行することになるということでもあります。

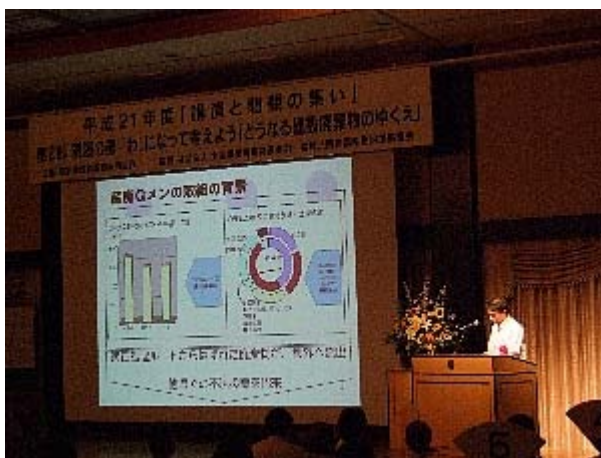
無許可の中間処理業者から収去した資料からは、年間400以上の業者名が浮かび上がっており、

これはまさに需要と供給が一致して、それが循環しながらさらに不適正処理が拡大していったという結果をあらわしているを読み取ることができます。

もう一つ、現場から見えた問題点としては構造的な問題ということです。無許可の中間処理業者にがれき類の委託をした業者の中には、元請業者からの発注料金がコスト割れぎりぎりになったとか、発注量が処理能力を超過する例があったということです。また無許可業者への名義貸しで摘発した業者は、元請業者の発注を得るために業務受託の可能な能力を水増しするなど、下請業者側の業務の能力超過が常態化しているという例もありました。

今回の廃棄物の発生段階からの取り組みを通じてわかったことは、事業者個々の規制指導に加えて、実態との乖離を読み解いて、そのリスクを費用に内部化していくという、より上流段階での構造的課題への対応が必要だということです。

課題として、次に二つ上げてあります。一つ目としては、規模の小さな解体現場はどうするかということです。昨年、作業が行われていた建設リサイクル法改正の議論の中で、特に適正処理の徹底の視点から80㎡未満の現場も対象とすべきとの意見があったという話を聞いております。小規模の現場で廃棄物の処理が十分でないのは、事業者個々の問題のほかに、東京という住宅密集地域での解体工事に伴う物理的諸条件もあると考えられます。こういったものをどうしていくか。二つ目としては、廃棄物の発生段階よりもさらに上流段階で未然の防止をするという構造的な問題への対応も必要であるということです。



そのような課題を踏まえて、今後の方向性、不法投棄が発生するメカニズムは諸説あるところですが、建物の解体工事の現場指導につきましては調査検討結果を現場から実証していくというもので、単に廃棄物処理法のみならず、建設リサイクル法や転換期を迎える建設産業界における良好な元請・下請関係の新たな課題も視野に入れた対応が求められます。

こうした点を踏まえて今後の方向性としても、事業者個々の継続的な現場指導を実施していくということです。さきの行政処分を行った違反業者から、不法投棄をしたわけではないのといった声もあるなど、不法投棄以外の違法行為に関する認識の甘さが見受けられました。不法投棄は廃棄物の発生段階からそれに関わった事業者が行うものだけではなくて、廃棄物の処理に関わる関係者の責任感の欠如、あるいは小さな違反が連鎖しながら結果として発生するケースが多いということがあります。

そこに「割れ窓理論」、建物の窓が壊れているのを放置するとだれも注意を払っていないという象徴になって、やがてほかの窓も間もなくすべて壊されるというアメリカで考案された考え方で、軽微な犯罪を徹底的に取り締まることで凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できるとする、環境犯罪学上の理論です。不法投棄発生メカニズムにも当てはまるものと考えており、廃棄物の発生段階からすべての違反行為に対して継続的かつ厳正に対応していく必要があると思っております。

加えて、排出事業者の責任強化、みずから運搬・保管への規制などの廃棄物処理法の改正が検討されておりますが、それに合わせた現場指導を企画して展開していくことが必要と考えています。そして、すべての人々にこの問題を自分の問題として考えていただき、ご理解とご協力をいただくことが不適正処理のさらなる抑止につながると考えています。一方で、意欲ある事業者や優良な事業者への積極的な支援を評価とあわせて進めていくことも考える必要があると思います。東京の地域性、構造的問題についても研究していく必要があり、建設業界と様々なチャネルへのアプローチも視野に入れて、今後取り組みを行っていかねばいけないと考えております。

東京都における不法投棄対策③ 事業者、都民との連携強化

3番目の柱として事業者、都民との連携強化ということです。一見して不法投棄と言えるか判断としないようなグレーな形態をとる、あるいは有価物と主張するなど、近年、不法投棄の現場では年々悪質化、巧妙化が進んでいます。不法投棄対策には各自治体とも力を入れているところではありますが、不法投棄は役所が手薄な時間帯あるいは曜日をねらって行ったりすることが間々あります。また管轄区域が広く、あらゆる方面を四六時中監視することは物理的に不可能ということもあり、自治体の施策のみではどうしても限界があるということです。そこで不法投棄の撲滅に向けたネットワーク強化のため、今後は民間事業者といかに効果的な連携をとるかということも重要な課題と考えております。

不法投棄を発生させない仕組みづくりとして最も必要なのは、積もるところ社会づくりということです。そのために、都民の意識向上も重要と考えております。都内で発生する不法投棄事例が少ないということが、都民の不法投棄に対する関心が低いということもあります。ただ、他県に廃棄物が流れて不法投棄をされているわけで、決して当事者の外側にいるわけではないということです。今後、都民一人一人が不法投棄の問題をいかに自分の問題として捉えられるようになるかというのが我々にとって大きな課題と考えています。

以上、私どもの不法投棄の対策について簡単にご説明させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

廃棄物処理法の改正が取りざたされており、いよいよ中間取りまとめが出てくるであろうというような段階にあると理解しております。こういう中で、一体この法律がどうなっていくのか。今の問題点を幾つ解決してくれるのか。あるいは、さらに複雑な形になっていくのか。非常に難しい法律でございますが、今日はその法律のゆくえについて私なりに話をしたいと思います。

1. 排出事業者責任強化

これまで数次に渡り、マニフェスト交付や処理委託契約書の書面化など、廃棄物処理における排出事業者の責任は強まってきましたが、次の改正でも排出事業者の責任強化が予定されています。



佐藤 泉弁護士

現地確認義務

排出事業者に対して、処分の委託先である処理業者の現地確認義務化が検討されていますが、一方で現地確認の義務化には、すべての廃棄物についてすべての処理業者を見るということが物理的に可能かということや、費用面、人件費や人の配備の問題があります。

また、処理業者の立場としては、すべての排出事業者に訪問されたら「日常の作業に支障が生じないか」「危険が生じないか」、あるいはその排出事業者があまり処理業のことを理解しないままに「ここは汚い」とか「この積み方は問題があるんじゃないか」という指示をした場合耐えられるか、という問題もあります。つまり、名前こそ排出事業者の責任強化になっていますが、実態は処理業者にとって非常に大きな負担になってくるのではないかと懸念があります。

確かにこの改正によって悪質な業者の淘汰が行われるかもしれませんが、行政でもなかなか是正できないのに、素人の排出事業者ができるとは期待できないのではないのでしょうか。

この点については、どういう現地確認が必要なのか、まだ十分に議論されていないのではないかと気がいたします。

建設廃棄物の排出事業者特定

フジコー裁判で、元請が排出事業者なのか下請が排出事業者なのか、判例があったという背景があって、特に建設廃棄物について排出事業者の特定が検討されています。建設廃棄物の適正処理の観点から、元請が排出事業者ということで整理すべきではないかという問題です。

廃棄物処理法全体の問題として、排出事業者が誰かということが法律上必ずしも明確でない

という点がありますが、建設廃棄物だけを取り上げて排出事業者の定義規定ができるか、分離的な条文のつくり方の問題として考えられています。

また、建設工事といっても、ビルをつくるような工事、分離発注される工事、小規模案件、リフォームのようなものまでさまざまあるわけです。そういうものについて、一律に排出事業者を定めることが、現場の感覚に合うかという点があります。

まだ議論の余地があり、いろいろ考えなければいけない問題ではないかと思います。

自社保管制限

建設現場の下請業者が、排出事業者として運搬し、自分の資材置場で保管する自社保管が、近隣の住民から「あそこに資材置場と称して廃棄物が置いてあるが不適正保管ではないか」というクレームにつながってくるという問題があります。

この点についてもどちらかといえば建設廃棄物に特徴的な問題で、すべての廃棄物について自社保管を制限すべきかどうか、検討の余地があると思います。

電子マニフェスト義務化

電子マニフェストの普及が十分されていない点について、せめて二次マニフェストの部分でも義務化できないか、あるいは一定の工事については義務化できないかというように、義務化できる範囲があるのではないかと検討されています。

ただこれも、電子マニフェストを導入するときに義務化というのはなかなか難しいだろうという立法的な経緯がありました。それから、すべての業者が参加しなければいけないというシステムがそもそも適切なのか、一部が入っていてもできるようなシステムができるのではないかということもありました。この点も、まだ今後の検討の課題が残っていると思います。

このように排出事業者責任の強化の中の多くのポイントは、実は建設廃棄物の固有の問題を相当に含んでいるというのが実態であります。

2.許可制度の整備と優良化推進

許可制度の問題については、廃棄物の許可の条件が幾つかありますが、不明確なものや適正な内容になっているかということが問題になっています。果たして、悪質事業者を本当に排除できるようにしているかということなどが問われているわけです。

経理的基礎等の許可基準明確化

千葉県が許可した最終処分場において、業者に経理的基礎がないという理由で裁判所によって許可が取り消された事案があり、これを受けて「行政が判断すべき経理的基礎は何なのか」問題になりました。

会社は、赤字のときもあれば黒字のときもあって、いつも変わっています。融資についても、一時期金利の高い融資に頼っていても、金利の低い融資に切りかえられるときもあります。自分の事業や、それ以上に社会的な条件に影響を受ける経理的基礎が許可条件になっているので、

非常に不明確な部分があります。

ところで、この裁判は、最近、高裁判決において、裁判をやっているうちに経理的基礎がよくなったので、許可を取り消さなくてもいいという逆転判決が出てしまいました。改正の議論をしている中、裁判所が、ある会社について経理的基礎が「ある」と言ったり「ない」と言ったり判断が変わってしまうということが、この問題の難しさを一つ物語っているのではないかと思います。

欠格要件の見直し

廃棄物処理の業の許可は、非常に厳しい欠格要件を設けています。会社としては悪いことをしていないのに、取締役が個人的に暴力事件を起こしたり、酔っぱらい運転で禁固刑以上になったりした場合など、役員の個人的な理由で会社の許可が取り消され、関連会社も連鎖的に取り消される、つまり、役員の兼任を通じて関係会社の許可が次々と取り消される問題をはらんでいます。これはあまりにも厳し過ぎるのではないだろうかという欠格要件の見直しが図られ、現在、欠格要件を少し緩和する方向で考えられています。

しかし、緩和の条文がたとえ成立しても、法律上、欠格要件があることには変わりませんので、実質的にはそれほど甘くなるとは思いません。役員・従業員のコンプライアンスについて、厳しく対応する必要のある状況は、今後も続くであろうと思います。

産業廃棄物収集運搬業許可手続簡素化

収集運搬の許可は、あまりにも数が多過ぎて、非常に大きな問題となっています。同じ審査をそれぞれの自治体で次々に行っています。これは、行政にとっては審査の重複、つまり行政コストの無駄になっていることから、また、事業者にとっては負担になっていることから、簡素化できないかという問題が上がっています。政令指定都市・中核市まで許可権を持つことなど、これほど多くの許可になるということは、当初は想定されていなかった問題だと思っています。

ただ、どのようなルールで簡素化されるかについては、まだ確認できていない、すなわち、まだ決まっていません。一番簡単な方法は、全国でやる場合は環境省1本で、ということです。つまり、1都道府県でやるならば都道府県の許可、全国で展開するならば環境省、というのが比較的わかりやすいのですが、環境省は今まで許認可は扱っていませんし、また自治体の監督が甘くなるのではないかという懸念があることから、このような大胆な簡素化は、なかなか難しいと思います。積み込み地と積みおろし地のどちらかでよいとか、あるいは政令指定都市の部分は含まずに都道府県の範囲でいい、というような、さまざまな案が現在出ている状況です。

優良性評価制度拡充

廃棄物処理業者の優良性評価制度は、優良業者が本当に恩恵を受けているか、悪質業者が排除されているか、なかなか効果が見えにくいところです。そのため、制度としてどうやってさらに拡充していくか、また優良業者にだけ余計な負担をかける、しかも効果が上がらないという制度にならないために、どうしたらよいか検討されています。

3.施設設置許可と最終処分場問題

3つ目の課題は、最終処分場の継続的な安定性をどうするかということです。最終的に落ちつく最終処分場が健全なことが、廃棄物処分において非常に重要な問題です。排出事業者がいかに適正処理を負担して、中間処理業者がいかに減量に努めようとも、最終処分場が破綻して、それが実質不法投棄現場のようになってしまったのでは意味がありません。

安定型処分場については訴訟が頻発しており、実際、許可容量よりかさ上げしているような場面がしばしば見られます。そういう問題に対して、住民の不安もある、しかし排出者としてはどこかにセーフティーネットが欲しいわけで、最終処分場の推進、健全な最終処分場の運営について、国としてどのような支援ができるか、まさに問われています。

私は、個人的には、最終処分場については一定の公共関与が必要ではないかと思います。景気変動の中で、民間企業が埋め立て後の跡地管理まで費用を負担していくということは、非常に不安定な制度ではないかと思っています。しかし、公共が関与しても、それでも住民が反対するという現実もあり、今後この問題をどうするか非常に難しい局面にあります。

4.不法投棄対策

不法投棄は犯罪です。泥棒を取り締まるのと同じように、私は監視体制の強化が非常に重要だと思います。しかし、人間社会にとって犯罪をなくすことは非常に難しく、不法投棄はなくなりません。ある程度犯罪が起きるという前提で、いかにそれを小さく抑え、早期に取り締まるかということが大事であると思います。

措置命令を強化するのも非常に重要です。行政が山になった不法投棄現場を見つけたとき、警察に頼るだけでなく、廃棄物を片づける必要があります。ところが行政には資金がなく、税金を使って対策することが難しい、そのため措置命令を出したくても出せない、という実態がよくあると聞いています。条文上は排出事業者に対する措置命令ができるのに、実際には措置命令をかけていくのがなかなか難しく、実行行為者は既に倒産して逃げてしまったりします。

こういう状況の中で、本当に措置命令を出していくためには、国として財政援助も必要ではないかと私は思っています。

5.地方分権への対応等

環境省がいろいろな政策を提案し法改正をしても、実際には廃棄物行政は地方分権にゆだねられていて、地方自治体はさまざまな上乘せ条例あるいは要綱を作り、廃棄物処理法だけでは動いていない実態があります。

例えば、工業団地内に立派な中間処理施設をつくろうと思っても、住民同意がないと建設できず、計画が頓挫する、資金が確保できないというような住民同意の問題が起きていると聞いています。

流入規制の問題もあります。きちんとした施設をやっと作り、優良な排出事業者から理解を得て処理を進めようと思っても、他県の廃棄物を持ってくる時は事前協議が必要で、なぜ持ってくるのか説明が必要というふうに、廃棄物処理業者は、簡単には営業活動を広げられません。排

出事業者にとっても、せっかく近くによい施設ができたのに、たまたま県境を挟んでいるためにその処分場に委託できないという問題が発生しています。産業廃棄物は、法律上は広域処理ができるのに、他県の廃棄物は迷惑という住民感情もあり、かなり多くの自治体で流入規制が行われている現実があります。

運用のばらつきも問題です。排出事業者の方からも処理事業者の方からもいろいろなご相談を受けるわけですが、行政によって一般廃棄物であると言ったり産業廃棄物であると言ったりします。あるいは、この廃棄物がどの種類に該当するのか、それからそもそも廃棄物に該当するのか、県によって見解が違います。排出事業者が廃プラだと言っても、受け入れでは汚泥だ、品目が違うと行政指導を受け、委託契約ができないといった運用のばらつきがあり、なかなか処理委託が進まない問題もあると思います。

それから今、国の政策として地球温暖化対策が進められていることから、輸送の効率化や、単純焼却を回避し、マテリアルリサイクルや、最低限でも熱回収して発電することも含めて、中間処理の多様な手法が求められています。

けれども廃棄物処理法は、収集において効率化が進まないような法律になっているように、必ずしもそういうふうにはできていません。それから、廃棄物を原料とした発電施設が、産業廃棄物の処理施設なのか、それとも発電施設なのかといったことや、一般家庭のものをバイオマスで行った場合、発電施設の残渣が一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか、という問題も含めて、非常にわかりにくい条文になっています。



さらに国際的な観点、アジアを視野に入れた循環型社会が必要だと言われています。例えば、日本は資源が少ないですから、中国で排出された廃棄物を受け入れてその中から希少金属を取り出すほうが、南アフリカなどの国で採掘作業をするより、ずっと環境負荷が少ないのではないか、という考え方です。

しかし、廃棄物処理法がそういうやり方を認めているでしょうか。

さらに、日本の製造工場は海外移転などで少なくなっていますので、例えば中国に移転したらそこと共同でリサイクルすればマテリアルリサイクルができるんじゃないか、という考え方がありますが、現在の法律では対応が非常に難しいという問題があります。

6.建設廃棄物処理制度のゆくえ

このように、廃棄物処理法にはいろいろな問題があって、次の改正で、一定の配慮をしながら適切な回答を盛り込むことは非常に難しいと思います。考え方の抜本的な変更が必要ではないかと思える状況です。

加えて建設廃棄物の問題に特化して考えると、建設廃棄物は、他の廃棄物とはやはり少し違うように思います。

私が、建設廃棄物の問題が他とは一番違うと思っている点は、発注者がいることです。元請と下請の問題と言われていますが、実際は発注者の廃棄物です。発注者が頼むから廃棄物ができる、解体することによって廃棄物を製造しているわけです。元請と下請がどのように発注者に理解を得て、適切な分別・解体・リサイクルをしていくかという問題は、請負という特殊な構造から出てくるもので、家電とか食品リサイクルとは違います。したがって、発注者を巻き込んだ建設廃棄物の適正処理をどうやって行うかということが、今後非常に重要であると思っています。それから、建設資材の資材メーカーも参加してリサイクルに取り組んでいくことが必要になるのではないかと考えています。

もう一つは、非常にダンピングが行われやすいということと、支払いが確保できないという、適正料金・支払確保の問題です。下請業者が倒産すると廃棄物処理業者にお金が払われなかったり、発注者が解体に伴う廃棄物処理料金をちゃんと払っているのに元請業者が倒産して支払われなかったり、適正な費用が払われなかったりすることがあります。マニフェストを書いてもお金が払われなかったら、適正な処理ができるはずがありません。みんなで知恵を絞って協力しなければ解決できない問題ではないかと思っています。

また、無許可業者と結託したり横流しするような悪質業者に対して、どうやって健全化を図っていくかということも、今後重要な問題です。

これらはすべてこれからの議論にかかっています。ぜひ環境省のホームページを見て、現在の中央環境審議会の検討状況をご確認いただきたいと思います。そして、「自分はこういうことで困っている」「こういう法律にしてほしい」「しないでほしい」という皆さんの生の声を環境省に届けることをお願いしたいと思います。現場の声が省庁に届いていることが、改正がより現場に近づく一番重要なポイントであると思っています。政党も大事ですが、やはり私は省庁とのコミュニケーションが非常に重要ではないかと思っています。

今日はどうもありがとうございました。

特集2 「講演と懇親の集い」パネルディスカッション

コーディネーターに佐藤 泉氏（弁護士）を迎え、パネリストには後藤 敏子氏（東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係主任）、米谷 秀子氏（社団法人建築業協会環境委員会副産物部会副会長）、文 盛厚氏（社団法人京都府産業廃棄物協会会長）、富見田 陽一氏（株式会社日報アイ・ビー編集部長）、伊勢 文雄（関東建設廃棄物協同組合副理事長）の6名が忌憚のない意見を出し合いました。

佐藤 このパネルディスカッションを開催した趣旨は「わ」になって考えよう、つまり適正処理という同じ目的のためにどちらがどういう責任を負担するかということ、一緒になって社会に対する責任を果たす。そのためには一緒に話し合う。率直な対話が必要ではないかと主催者の方からご説明を受けました。私はまさしく現在必要なのは、パートナーとしての自覚、そして対話であると思います。同じ目的を達成するためには、それぞれ

排出事業者が悪いからとか、廃棄物業者が悪いからと言っている暇はない。ということで是非、率直な対話の中でお互いフォローし合っていくことを考えたいと思います。



パネリストの方々

排出事業者責任のあり方

佐藤 廃棄物処理法の改正のポイントにもなっていました排出事業者の責任のあり方について、現在、果たして元請が責任をとっているかということが一つの問題になっております。この中には、元請と下請の問題、また発注者との関係、様々な点がありますが、現在、それがどのような状況にあるかということについて、現場の声を伺いたいと思います。

文 今、建設廃棄物が不法投棄の8割を占めていると言われる現状で、廃棄物処理業者でない方が動かしている、この現実が私は不思議で仕方がない。それは、先ほど出ました建設工事における元請責任、排出事業者責任はどこにあるのかということです。工事をすべて丸投げされた下請業者は、元請になったのだから元請が自ら自分のごみを運搬するのに収集運搬の許可は要らない、あるいは自らのごみだから自らのガレージへ持って帰って積んでおいていいのではないかと、車両に産業廃棄物の許可の番号もついていないような車が、現実に建築現場から廃棄物を運搬しているのです。

もっと強烈なのは、自社のガレージで移動式破碎機を利用し、再生砕石RC-40とか20をつくって販売していたりします。我々は、地元住民の同意を一生懸命とって、そして3年も4年もかかってやっと中間処理施設の許可をとって廃棄物を扱っている廃棄物処理業界です。これを何とかしていただきたい。

また、解体などは場所がないから混合の形で排出すると、恐らくそれが全部不法投棄にいつていますね。これを何とか解決していただきたい。でないと、我々、一生懸命地元の協会に会費を

払って頑張っている産廃処理業者の仲間は、30年前と今と一つも変わらず、まじめな業者は苦しんでいます。何のために廃棄物処理業の資格を取るのか。取れば行政が指導に来る。そんなもの取らなくても商売はいくらでも出来るという方々が、いい車に乗っている。業界、これでいいのかなと私は思うし、それをいち早く改正していただくことが、建設廃棄物が正しいルートに乗るのではないかと考えております。

佐藤 無許可業者が実質的に処理をしているという話が出ましたが、法律上は、それは自ら処理という話であり、そこがこの法律の難しいところです。つまり廃棄物処理業者は、自分たちが業の核をやっていると思っているわけですが、法律上の建前は、排出事業者が自分で処理をする、これが原則で、できないものだけ廃棄物業者に頼んで下さいねというような法律になっているわけです。ですから、その自ら処理という問題、それから、自ら処理も製造業が副産物である自ら処理と、建設業の下請業者がやる自ら処理と、やっぱり社会的にちょっと評価が違うのではないかといいるところもあるのだと思います。

そういう中で、元請として下請業者の扱い、それから今回の改正の中でそういう建設業特有の問題について、一体どういう動きがあるのか教えていただきたい。

米谷 今、文さんがお話しになられたケースの場合も、佐藤先生がおっしゃられるように必ずしも違反という状況ではない点が非常にわかりにくいところですね。フジコー通知というのが平成6年に出ており、基本的には建設廃棄物の排出事業者というのは元請ですけれども、ある一定要件を満たした場合には下請だけが、あるいは元請と下請の双方が排出事業者になり得る、そういう通知が出されています。

その時点では、建設業法上のある一定のハードルをクリアした丸投げであれば、廃棄物処理法上もフジコー通知によって下請が排出事業者となり得るということで、まさに自ら処理に該当し、運搬にも許可が要りません。今の時点ですと、廃棄物運搬車両というラベルがないとおかしいということと言えますけれども、基本的に自ら運搬ですし、自ら処理で排出事業者による移動式破碎機を使った処理も、設置許可は不要です。

しかしこの状況はやはり不明瞭だということで、全産連から昨年5月、建設工事における排出事業者責任についての要望書が環境省に対して出されています。この中で、元請が排出事業者責任を果たしていない等、問題点があるということを強く訴えています。そういった背景も恐らくあって、今回の廃掃法見直しの中の大きな一つの項目として、建設廃棄物における排出事業者を明確にするということが文章として載っています。報告書の文章を読んだだけでは、そこまでは書かれていないのですが、恐らくは完全に元請が排出事業者になるということで、今出されているフジコー通知が廃止され、元請が排出業者になるといったことが、政省令の中で明確になってくるのではないかと考えています。

このことに関して、建設業界として特に反対をしようという考えはありません。報告書の案に対する意見を今、建設業界でまとめているところですが、反対意見は何も申し上げないというスタンスであります。実際のところ、先ほど文さんからお話のあったような下請に全部処理をやらせるというようなことは、私ども大手ゼネコンレベルでは恐らくないと思っています。一方で実は、我々ゼネコンが下請になるというケースもあります。そういった場合にはフジコー通知に基

づいて覚書を締結させていただいて、私どもが主たる排出事業者という形で処理をさせていただく状況がございます。ですが、今後は元請が排出事業者だということが明確になる、一本化されるということ自体については、はっきりするという方向でいいのではないかと考えております。

佐藤 改正法の中では、建設廃棄物に限って排出者の責任が明確になり方向性としてははっきりしているようでございます。こういう排出事業者責任のあり方について、解体業者の現在の問題点はどういうところにあるのでしょうか。

富見田 今に始まったことではないのですが、解体業者は弱い立場にあるということは間違いなく言えると思います。解体工事の場合は、廃棄物の部分も含めて全部請け負うという、特殊な業務になってしまっています。すべてを請け負う中で、景気が悪くなってくると、請負金額もどんどん下がり、そのしわ寄せは安全と環境にまわってきます。実際、ほかの建設工事において死亡事故は減っているけれども、解体工事の場合はそれが横ばいか、逆にふえる傾向にあります。解体工事と解体廃棄物を分離して支払う、分離発注、分離支払いが理想です。

それからもう一点、解体工事が抱えている問題は、一応建設リサイクル法では事前調査という項目は入っているのですが、解体物件への事前調査をする場合に、内部に入ったり建物のコア抜きなど、そういうことはめったにできなくて、外見だけ見て、それで事前調査として終わらせて請負金額を決めることが非常に多く、実際解体に入ってから、初めてリフォームの有無がわかるとか、中の断熱材の状態がわかるということがあります。要は、廃棄物処理費にどれくらいの高額がかかるのかというのが全くわかっていない状態で、工事を請け負わなければいけないという状況が一般化しているというのが、非常に課題だと思います。

佐藤 解体業者が下請の立場としますと、今回、法律の改正があると排出事業者にはなれないとなってきますので、逆に発注者との距離はあるわけで、解体業者の立場は改正法によってよくなるのでしょうか。

富見田 これは簡単なことではないと思います。単に法律で元請と下請を切り離せば済むということではなくて、その解体の廃棄物の取り扱いの部分もしっかり手離れさせていかなければいけない。今は真面目なケースも不真面目なケースも、混廃だとまず一旦自分の会社の資材置場に持ち帰って、保管して、ロットをまとめてから処理業者に出すとか、そういったことが機能していましたが、法改正で全部排出事業者責任、元請ということが言葉だけ進んでしまうと、不適正処理を抑えるという部分と同時に、廃棄物を速やかに物流で動かしていくということも改善していけないと、逆に行き場がなくなって、排出事業者から預かった廃棄物を中間処理業者がどこも受けてくれないので、それこそ捨てなければいけない等の恐れもあるのではないかと思います。

米谷 これまでは解体業者に任せっきりというケースが多々あったのかもしれないけれども、そういうことが許されなくなったのだと。そういう危機感を持って建設業者なり不動産会社なりが、今よりはリスク管理のレベルを上げるということにはつながるのではないですか。

富見田 そうですね。それともう一つ、懸念材料の話として、新築などと違って解体工事の方が時間などが読みにくいという事があると思います。まとめて小ロットで出さなければいけないようなことが出てきて、一時的に自分たちで廃材を持たざるを得ないというのはあるのかと。

佐藤 そうすると今回の法律によって、恐らく解体業者は解体するだけと。あと、廃棄物は置

いていきます。極端に言うとも知りません、現場が多少困ろうと関係ありません、あとは元請でやって下さいというふうになって、処理料金も元請から払われるということですから、解体料金は額面は減りますけれども、その分廃棄物が増えたか減ったかということは彼らのリスクにならなくなってくるということじゃないですかね。

富見田 そういうふうにすっきりと廃棄物を手離れさせられればすごくいいと思います。ですが、実際は処理業者が苦しむケースが多々あります。収集運搬の許可をお持ちのケースが多いですから、解体した廃棄物を自分たちで運ぶというところまでは、そうは変わらないかと思います。

佐藤 そうすると、法律は変わったけれども、解体業者が収集運搬の許可をとっただけというふうに終わる可能性もあるわけですよ。今までは自ら運搬として運んでいたけれども。

富見田 このディスカッションだけでいいのかわかりませんが、許可をとっただけということではなくて、マイナスの部分もプラスの部分も含めて、それを一時的に自己保管するということができなくなるということです。だから、これは片側では野積みの不法投棄とかを防ぐ効果もあるけれども、仮置きをして搬出するということができなくなる部分での非効率な部分も無視してはいけないということです。

文 今のお話は、施主解体という話のことをきれいにしゃべっていると思うのですが、やはりハウスメーカーが解体業者を紹介しているのも事実です。例えば自分のところで解体までしようと思ったら、一戸建てだったら100万円の見積もり、うちだったらこうなりますと。けど地元の解体業者を知っているからといって見積もりを持ってきたら30万とか40万でやってもらえる。そういう現実があるからしゃべりにくくなってくるのではないかと思います。

それは大きな意味で、広く薄く全国に不法投棄が散らばっているものを解決するためには、やはりどんと立派な会社としての責任を果たしていただきたい、こういうふうに私は思います。

佐藤 こういうように実務が大きく変わる可能性があるということが今回の改正で、つまり今まで解体業者に事実上引き取らせていたものが、そういう不透明なやり方ができなくなるという意味では、根本から頭の切りかえをしないと、間違えると不法投棄が増えてしまうという可能性があると思います。

こういう問題も踏まえて、ぜひ後藤さんに東京都の指導内容として一つ伺いたいことは、自社保管、自社運搬というものについてどうお考えかということです。それからもう一つは、元請が排出事業者になると、元請の人が現場にいないというケースも増えてくると思います。そういう場合に、マニフェストをどういうふうにしたらいいかとか、そういう点も含めてご意見を伺いたいと思います。

後藤 非常に難しい問題かと思うのですが、フジコー裁判の例はございましたが、東京都はもとも排出事業者は元請業者というような観点ですと指導してきております。ですから、解体を下請でやる場合は一応許可が必要だと。できる限り分離発注、分離契約というか、個別契約というか、そういう形での指導をしようとしても建設業界の難しさというのがあって、なかなかできなかったというのがあります。けれども、解体と分離発注をすべきではないかとの指導をやってはきています。

その観点でいきますと、業の許可をとっていただくという話になっていくのかと思います。中

間処理業者のところに運んでいただく、そういうことになって、逆に排出事業者がどこかわからないというよりは、はっきりした方がいいのかという感じはします。工事が施主から直接解体業者に渡ることはないと、先ほどおっしゃっていましたが、直接行けば、その方は排出事業者としてやっていただくという形になると思います。けれども、大概は建設工事と込みのだから、どうしても元請になり得ない部分というのが大きいのでしょうか。米谷さんいかがでしょうか。

米谷 ハウスメーカーの場合もそうだと思いますし、ゼネコンの場合もそうですけれども、新築工事があくまでもメインであって、解体工事というのは長年、附帯的な工事という構造でできている、そこはなかなか変わらないですね。最近ゼネコンも、結構それなりの規模の解体というのでも出てきてはいますが、基本的にはそういう解体の位置付けでした。それがここ10年ぐらいで、それこそおっしゃられたように安全面でも環境面でも解体が非常にリスクが大きいという認識は強まっています。

ですから、ゼネコンの場合ですと解体も自分たちの工事だという視点で管理をするという意識があり、恐らくハウスメーカーも徐々にそういうふうにはなっていくのではないかと。ただ、それにしても、社員が常駐するというような形にはなかなかならないだろうというところの難しさはあります。

後藤 そうですね。2点目のことにつきましては、こちらも検討しなければいけないかなという感じがしております。



左から佐藤氏（コーディネーター）、後藤氏、米谷氏

適正処理費用

佐藤 次に適正処理費用の問題です。排出事業者責任をいくら確定したとしても、結果として適正処理の費用が払われなければ何の意味もないわけです。その費用というのは市況によっていろいろと影響してくるという現状がございます。現在、処理料金の実態はどういうふうにあるのでしょうか。

伊勢 社会的に大不況の中、特に建設不況ということがあり、廃棄物の世界は特に今年4月から7月にかけて、恐らく通常の半分ぐらいしか仕事がないのではないかといいくらいに市場が冷え込んでいます。小さくなったパイをみんなで取り合っているような状態で、異常と思えるほどのダンピング状況になっています。

特に解体については、すぐに売上になるということもあって、ダンピングに歯止めがかからない状況です。一部聞くとところによると処分費は、本来いただかなければいけない半分以下というのでも出てきており、運搬費が特にひどくて、ダンピング合戦の末に、ただで収集に行きますというような極端な事例まで出てきています。当然このような単価で受ける処分業者、我々にかなり問題があるということは言うまでもありませんが、それを承知で委託する排出事業者側にも重大

な責任があると思います。

今まである程度のレベルの業者であれば不適正処理とか、ましてや不法投棄ということにはならないと安心して、値段交渉ができたのですが、これ以上不合理なダンピングが加速しますと、体力のない業者から恐らく廃業に追い込まれるか、もしくは不法投棄が急増するのではないかと、今、大変危惧しております。排出事業者側もコスト面では非常に厳しい状況で受注しているということも状況はよくわかるのですが、ある程度、節度ある対応を是非お願いしたいと思います。

それから、東京都としても立入り調査をされたというお話をさせていただきましたが、異常に安い状況がもしあれば、処理料金の話に立ち入るのは難しい話だと思っておりますが、不法投棄の未然防止という観点から、適正に処分が行われているかということを確認していただきたい。

後藤 そうですね。料金についても確認というか、立入りの状況に応じてやったりはしていますが、今後も同じような形でということですね。

伊勢 是非よろしくをお願いします。

佐藤 立入りでの行政指導でヒアリングをするというだけでもある程度の効果があると思っておりますが、支払い方について東京都はどのような指導をしているのでしょうか。

後藤 やはり個別契約で個別支払い。要するに契約したところに対して支払いなさいという指導をしております。

佐藤 適正処理費用をいくらというふうに判断するかという金額の問題と、それをどうやって払うかという問題について、ゼネコンとしては、一体どういうスタンスでこの問題をコンプライアンスとしてとらえているのでしょうか。

米谷 何が適正処理の料金かという部分は非常に難しく、今、何とも明確なお答えは用意できない状況です。その処理料金に関して、先ほど伊勢さんからお話があったような状況というのも、排出事業者サイドから「もっと下げられるだろう」と言っているケースより、どちらかというと処理業者から「もっと下げられますよ」というところが多いのではないかと思います。やはり適正な経済活動を行うには適正な処理コストがかかるというのは当たり前で、それを採算が割れるような形まで入れてくる。建設業界も処理業者も、どちらもたたき合うことのむなしさ、不毛さについていい加減目覚めて欲しいと強く思います。

適正な処理料金を確保するという意味では、当社の場合も一部の支店では処理業者との間で年間の基本契約を締結するという形をとっています。そういった場合ですと、単価まで委託契約書の中に書き込んでいますので、その金額が本来は担保されるはずなのですが、個々の現場とのやりとりの中ではやはりいろいろなやりとりがあるというような話も、正直言って聞こえてきます。その辺は、現場という利益を上げること自体を会社から命じられている立場と、我々管理部門でコンプライアンスという部分を重視してという立場の折り合いをどう考えていくか。現場の状況を常にウォッチして、現場の利益確保のための苦しさも理解した上で、でもリスク管理の点からはそれだけではないよということを常に教育していく、そういうことしかないのかなという気もしています。

あわせて処理業界サイドの話でいうと、それぞれが自社さえよければという感覚をいい加減に捨てていただきたいと非常に強く思いますね。建廃協という非常にいい組織があって、皆さんそ

ここに加盟していらっしゃるのですから、自分の会社のことだけではなくて、業界全体をレベルアップしていくために自分たちの会社は何ができるか、そういう意思を持って動いていただきたいということを強く思っています。

佐藤 おっしゃるとおりでございます。業界全体のレベルが上がることが社会的な信頼性を上げ、またそれが金融機関あるいは住民からの信頼も上がる、行政からの信頼も上がるということで、自分の会社さえ、いま仕事ごとればよいという問題ではないというのは確かですが、一方で自由競争の社会というのはそういう悲しい側面を持っております。

後藤 収集運搬業者に収運費を払う、処分業者に処分費を払う、そういう直接支払いというのはほぼできているかと思えます。非常にいやらしいのが、解体業者からとる見積りの中には処理費を含めた形で、ただ処分費は直接処理業者に支払うけれども、それを控除した金額を解体業者に支払う、そういったやり方がまだ根強く残っているところがあるというのは正直な話でして、その部分から根本的に変えていかないと、富見田さんからご指摘があったような話というのはなかなか是正されていかないのかなと、改めて感じているところです。

佐藤 このように処理費用の支払いについては、なかなか難しい。一方では自由競争という問題がある、一方では適正処理にはやはりお金が必要なのだということを業界全体で意識を高めていく。また、排出事業者も共通の認識を持つということが必要なわけです。

現在の不法投棄の状況

富見田 埼玉の不法投棄の話ですが、春日部のほうの解体工事業者が主犯格と言われており、940台ぐらいの台数分の廃材が茨城の霞ヶ浦のほうで不法投棄されたということがあります。かつての善商や、青森・岩手県境といった大型の組織立ったような不法投棄というものがまた出てくるということではなくて、10tとか1桁の量とか、こういった小型の不法投棄で地元の自治体で検挙されているようなケースが非常に増えてきています。件数は減っているけれども少量、かなり小さなロットの不法投棄が相当増えてきているのかなということと、その場合、今のところ推測でしか言えないですけども、巧妙化しているのかゲリラ的なのか、非常にそこもわかりにくい。例えば、施工業者がもしやっている場合でしたら、請負金額の安さに対して耐えかねて投げてしまっているのか、あるいは最初から計算づくで投げることを前提で請け負っているのか、その辺もすごくわかりにくくはなっているのかなと思います。

佐藤 そういう意味では、不法投棄の形が少し小型化しているということは、逆に検挙も難しいというような状況があるのかもしれない。そういう中で、廃棄物業者の中では、そういう不法投棄を防止するという観点から、自主的な取り組みも進めていると伺っております。伊勢さん、その辺についてお願いします。

伊勢 実は、今から27年前の昭和57年、建設冬の時代と言われた大不況の時があり、今と同じような状況でダンプが横行し、当時は廃掃法も緩やかでしたので、非常に不法投棄



が多くなったという時代がありました。当時、関東建廃協の我々の先輩たちは、適正処理を担保するために自主管理システムというのをつくりました。

内容としては、今、我々が使っているマニフェストの原型となります「自主管理伝票」というものをつくって運用。それから、自主的に管理台帳をつけました。これが現在でいう紐付けに多分つながっているのだと思います。それから、運搬経路図をつくりました。そして、何よりも画期的であったのは、当時は中間処理がなく、積替保管しかありませんでしたので、積替保管から持っていく最終処分場の残容量を毎月公表いたしました。

こういうふうにして適正処理を担保していったわけで、まさしく今我々が置かれている状況は同じ状況です。私は、平成の現在の自主管理システムということで、中間処理に搬入される品目別の毎月の実績、それから中間処理された後の行き先別の実数値を組合のホームページに公開して、そして我々のお客様であり、そしてパートナーでありますBCSの副産物部会の皆さんと一緒にエビデンスをチェックに行く。チェックした結果も情報公開するということを行って、まさに処理の透明性、見える化を実施していく、適正処理管理システムというものを今期、建廃協としては強力に進めていきます。

BCSの皆様にもいろいろとご迷惑をかけますけれども、一緒になってやっていただくということと、それから東京都にはこういう形のものが本来の優良事業者登録の一つの、一歩進んだ考え方だと思いますので、是非この辺も一緒にご支援いただければと思います。

佐藤 ありがとうございます。単に契約をつくるというだけではなくて、どのくらいの量が動いているかという、やはり量の把握というのは非常に重要だと思います。一生懸命、中間処理をしてもそれをその後の最終処分場に運ぶ段階で最終処分場が不法投棄をすとか、それから違うところに運ばれてしまうということ、一生懸命やっている意味が全くないわけです。そういう意味では、連携するパートナーがそれぞれに信頼できる関係——その信頼はやはり裏付けがあるということが必要だと思いますが、その辺東京都では不法投棄対策、そのゲリラ的なものの監視パトロールとは別に、優良業者が取り組んでいるような不法投棄対策について、どのような評価をされているかについて教えて下さい。

後藤 優良事業者評価制度については、まだ発表するところまで至っていませんが、元々国で制度化しているところですが、東京都独自に認定制度を導入し、秋ぐらいには形が出せるのではないかとこのところまでできております。国の制度は書類審査ですが、都は一応現地審査も行うということを考えております。評価も2段階で、一つは第2種というのですが、より多くの処理業者に参加していただいて業界のレベルアップを図っていこうということ。もう一つは第1種、いわゆる処理業界のトップランナーとして環境企業を育成していこう、そういうことで今検討しています。

要するに処理業者の情報をなるべく広く公開していく。優良な処理業者の方を使っていただくように、排出事業者へのPRということもすごく必要だと考えており、当然周知徹底を図るためにセミナーなども開催し、東京都は適正処理の推進協議会というのをずっと続けてやっております、そういう中でも排出事業者の方には働きかけたいと思っております。

米谷 経団連で今の廃掃法見直しの関連での会議があったのですが、そこでも出てくるのは、

そういう優良事業者の評価制度を設けるとしたら特に東京都の場合は中身までご覧になるという点で、国よりも一歩進んだ制度ということだとするとではそこを使った場合には、排出事業者には何かメリットがあるというような仕組みにしてくれるのか、結構多くの排出事業者の方はそういったことを考えているようです。

そういう認定を受けた業者に委託した場合、何か問題があっても責任を問われずに済むのか、そういったことでもあればインセンティブが働くけれども、といった意見が出たりするのですが、そうしたことは考えてはいらっしゃるのでしょうか。

後藤 処理業者にメリットがあるように、例えば東京都が発注する時にそういう業者を使うとか、そこまでやりたいということで前任の課長が働いたようですが、実現は難しいと思います。ただ、それが本当に社会の大きなうねりみたいになると、あるいはいい方向にいけばいいかと思えます。

佐藤 自主的取り組みを進めるポイントは二つあって、一つはインセンティブがあるということと、一つは課題が負担にならないということがやはり大事だと思います。そうでないと、一生懸命やって何の意味もないということ、だんだん意欲が落ちてしまうということがあります。ただ、それを制度的にするというのがまた法律としてはなかなか難しいという側面がありまして、どうやってそういう社会をつくっていくかということは、これからの課題ではないかと思えます。

こういう中で、特に最近不法投棄について、石膏ボードの行き先がどうなっているのかという点について伊勢さんから情報提供をお願いします。

伊勢 ちゃんと適正に処理料金をいただいているところもあれば、ちゃんとした解体業者さんが分別解体しているというのも実際にあるのですが、一部の解体現場からは石膏ボードが全く搬出されていません。どういうことかといいますと、石膏ボードが細かくされてガラと一緒に混ぜられて出されている、もしくは混合廃棄物として混ぜられて搬出されるという現実があります。また、中間処理工場からも石膏ボードが出てきていないという現実があります。これも一部の心ない中間処理工場です。せっかく分別されて入ってきた石膏ボードが重機で細かくされて混合ラインに他の廃棄物と一緒に流される。結果として篩下残渣に出てくる。この篩下残渣をどうするかというのが問題で、安定型処分場に入れると不適正処理になるし、確信犯として残土と混ぜて捨ててしまうと不法投棄になると思います。

こういう現状が多々見られるという状況があって、石膏ボードが解体現場、中間処理工場から消えている。先ほど申しましたように、東京都が現場へ立ち入られた時に、その現場が石膏ボードが適切に分別されて出ているかはマニフェスト伝票を見ればわかるのだと思います。それを是非チェックしていただきたい。

それから、今期BCSと一緒にいろいろ活動させていただくのですが、BCSの方も石膏ボードが解体現場から中間処理工場に入った後にどういうふうに流れているのか実態を知りたい、把握したいということで、合同中間処理工場を検証する。先ほど現地確認の義務というのがありますが、今まではBCSと一緒に最終処分場のチェックには行っていましたが、もう一步、足元というか、皆様が発注していただいている我々の中間処理工場現場を確認していただきたいと思っています。

米谷 自主管理システムに関連して、実は廃掃法の現地確認に関する文章が、この処理制度委員会の第8回までの資料で出てきていたものより、少し現実路線に近づいてきています。

以前出てきていたのは、本当に排出事業者が中間処理の後、最終処分されるまでの間を含めて、自分が処理を委託した廃棄物の処理状況を定期的に実地確認する、そういう言葉で書かれていたのですが、最近開かれた第9回に出てきた報告書では、あくまで直接委託したところまでの話であって、かつ定期的な実地確認だけではなくて、処分業者による情報の提供または公表等により確認するべきであるということで、必ずしも実地確認でなくてはいけないという形ではなくなっています。少し現実路線に戻ってきたと思っています。

ただ、そうはいつでも、この処理の状況の確認というのは、どういうレベルでの確認なのか。マニフェスト一枚一枚ごとの廃棄物を本当に追い確認するというのは、たとえ書類上にしても無理な話ですので、そういったところは今環境省の方にも申し入れをしています。あわせて実地確認に関しても、我々大手はかなり、少なくとも直接委託する先というのは見に行くというレベルでは相当以前から定着しています。ただ、以前、個々の現場がそれぞれ自分が委託する施設を見に行くというのは、ほとんどが看板の前で写真を撮って帰ってくるという状況だったと私自身も思っています。

それでは行っても無駄ですので当社をはじめ、ほとんどの大手では指定業者制という形で、管理部門サイドが責任を持って業者を選定する、それなりに施設を見なれた目で見るといようなやり方をとってきてはいます。けれども、そういった実地確認というのをありとあらゆる排出事業者に求めるというのは、やはり非現実的だろうと思っています。

そうすると、情報提供によってという部分に関しては、むしろ処理業者サイドからかなり中身の濃い情報提供を与えていただければ、それでかなりの部分見えてくるところはあるのかなと思っています。実地確認をいろいろ行ってしまして、それなりに相当目は肥えたとは思ってはいますが、それでも例えば巧妙に、本当に意図して何か隠すということまでやられた場合には、いくら目が肥えてきても、本当に見切ることはできないと思っています。

そういった意味では、情報提供で二次処理先との関連づけ、先ほど伊勢さんが言われたような形での自主管理システムで二次処理先についての情報を毎月公開されるというふうなお話、それは非常に意味があると思っています。排出事業者サイドでも、その気になれば二次処理先の裏をとるということもできると思っています。先ほどお話のあった石膏ボードなどに関しても、BCSでも、その二次処理先からの裏をとることも含めて、本格的に追いかけてみたいと思っています。

これは主として、首都圏ではなくむしろ全国を視野に入れての地方に関してですけれども、中間処理の後どういう状況かということを出し事業者としても、多少なりとも余力のある排出事業者は、法的責任ではなくあくまで自主的に責任感を持って対応していくというのは、多分間違いなくこの処理の状況をよくしていくことに寄与するのではないかと思います。

佐藤 現地確認をするあるいは適正処理を確認するという時には、何を見るかということについて、見る方にも能力が必要だと思いますし、恐らく見られる方にも説明するうまさというのですか、うちはここが違うのだと、ほかのところに行ったらうちとどこが違うか見てきてください

というふうに、比較の仕方を処理業者も行政や排出事業者に教えてあげるといふ義務があるのではないかと思います。つまり排出事業者が理解がないと言っているだけでは、教育的効果はございません。ここを見てください、うちはここが違うでしょうというところを排出事業者にも教えなくてはなりません。

行政の担当者も時々人事異動がございますので、慣れた人ばかりではないわけです。そういう時に、行政にもどこを見たらいい業者か悪い業者かわかるのですということを、コミュニケーションすることによって排出事業者にも理解してもらい、そして選んでもらう、あるいは行政がほかの悪質業者について適切に行政指導できるようにするというようなコミュニケーションが必要ではないかと思います。



今年はパネリストがよく見えるようにモニター画面を用意しました。

石膏ボードという話題提供をしていただきました。これは一つの例ですが、こういう例の中に、最近これがおかしいんじゃないかなというところは、是非こういう機会を通じて情報交換することによって、不適正処理を一つでも減らすということを皆さんで工夫されたいのではないかと思います。

石膏ボードという話題提供をしていただきました。これは一つの例ですが、こういう例の中に、最近これがおかしいんじゃないかなというところは、是非こういう機会を通じて情報交換することによって、不適正処理を一つでも減らすということを皆さんで工夫されたいのではないかと思います。

最後に

佐藤 今日文さんに遠いところからいらしていただきましたが、今までの色々な議論を聞いていて、何でも好きなことを言っていたかと思っております。

文 僕はこの道一筋、廃棄物の業界できております。皆様のお力でもってこういう会議にいろいろ出させていただいております。ずっと振り返って最近よく思うのですが、この業界、あまり変わっていないですね。法律は多少変化しておりますが、こういう会議に出てきておられる優良な皆様方はいつまでも苦労しておられる。また、「産廃みたいなもん、ぼろ儲けしたらええんや」と言うアウトロー業者——彼らは左うちわで現金を持って裕福な暮らしをしておると。何でやと思いますが、不法投棄する彼らは、これはまだ割に合うんです。

どういう意味で、割に合うかといいますと、1億の罰金を科しても、彼らは何ら痛くもかゆくもないです。「はい、すみません」「申しわけありません、払います」「毎月1000円でも払います」と。もっと言うと、都民税も払っているかどうかわからないという、やみ夜の中を探って最終目的地まで行くと、彼らはそういう手口ですから割に合うんです。その繰り返しです。

ただ確実に関東建廃協のパンフレットにあるように、この地球は、もう取り返しがつかないような環境汚染が進んでいる。この地球を人間の体だと思えば、取り返しのつかない環境破壊ということは、人間であれば傷害罪でしょう。それで地域を、地球である機能をなくしてしまったということであれば、そこは殺人罪でしょう。そういうふうに思えば、確信犯的な環境犯罪者というのは割に合わないんだぞということをもっともっと広めないと、僕たちはまだまだ苦労する

のではないかと思います。

知らなかったとか、ミスとか、もうそんなことは言いわけにならないです。ぬれ手にアワでお金儲けをして、ベンツに乗っていて、「ああ、すみません、知らなかったです」では済まないですから、間違いなく確信犯です。今でもいろいろな言い方に変わっていますが、広く薄く不法投棄は確実に行われております。

僕はあと 30 年ぐらいかかるんじゃないかと思っています。というのは、今の大人は、もう何を言っても言うことを聞きません。最近では子供のうちから環境教育が進んできていますから、その方々が 20 代、30 代、40 代になって役所のお偉いさんになってくれたら地球は守れるんじゃないかと、30 年、地球は辛抱してくれと、僕はそういう結論を持っています。

佐藤 法律は厳しくなっているけれども、実態は変わらないという指摘がございました。そういう部分もあるかもしれませんが。でも、排出事業者は少しは変わってきたという部分もあるかもしれません。

契約書とマニフェストをつくったというのは非常に大変な作業ではあったけれども、排出事業者が真剣に従業員教育を始める一つのきっかけにはなった。それから、大手の会社が環境マネジメントシステムを導入したということも、自主的な取り組みを高めるということに少しは役に立った。世の中、急には変わりませんので、そうやって少しずつよくなっていくということは大事だと思います。ただ、一方でルールが厳しくなることによって優良な業者が非常に苦しむという事実もあるのではないかと思います。例えば、廃棄物処理法でどうしてもこんなに厳しいのかなと思う一つは、マニフェストの返送が処理から 10 日以内ということなんです。なぜ 10 日でなければいけないのか。普通、請求書は月に 1 回とすれば、10 日ずつというのは非常に厳しい運用になってくるのではないかと、細かいことのように思いますが、事務処理をすごく減らせるような部分は、工夫によってもっとあるのではないかと考えています。

排出事業者の方々の意識は、少しずつは向上していると思います。人間の意識を変えるというのは大変なことだと思います。そういう中で、是非このような機会を何度も開いてコミュニケーションする。そしてここが違う、ここを見てほしいということをお互いに話し合うということは、これからは必要ではないかと思っています。

今日はたくさんの皆様にご参加いただきましてありがとうございました。

共同購買・広報委員会

★カーボンオフセット共同購買スタート★

2005年に発効された京都議定書により、地球の温暖化をもたらす温室効果ガス排出量の削減は、世界規模で取り組まなくてはならない問題となりました。日本ではこの京都議定書に批准し、定められた削減率-6%（1990年比）を達成すべく、国民的プロジェクト「チーム・マイナス6%」が始まりました。また、鳩山首相は先の国連総会で、2020年までの温室効果ガス削減目標を選挙公約の通り25%削減すると明言しました。このような情勢の中、当組合でも今期の重点事項として「カーボンオフセット」への取り組みを開始しました。

この取り組みは、カーボンオフセットプロバイダーより国連認証クレジットを購入し、CO₂を相殺していくもので、今回は平成21年6月8日の「カーボンオフセット説明会」を行い、組合員8社と組合事務局がカーボンオフセットをスタートしました。

カーボンオフセットの対象として、まず取り組んだのが中間処理施設及び事務所で使用する電力です。オフセットする電力の過去1年間の使用量を調査し、オフセット数量（トン単位）を決定しました。算出式は以下のとおりです。

$$\text{電気使用量 (kWh/年)} \times \text{換算係数}^{*1} \times \text{取組の方針比率}^{*2} = \text{オフセット量 (トン/CO}_2\text{)}$$

※1：環境省が公表する電気事業者別CO₂排出係数（東京電力0.000425t-CO₂/kWh）

※2：排出量の何%をオフセットするかの比率。各企業の方針によって決まる。

組合事務局では、平成20年度の組合事務所の使用電力に係るCO₂排出量の全量を対象としましたが、一般的には京都議定書に定められた削減目標である-6%を取り組みの方針比率としています。

また、排出権を購入した組合員の中には、電気に加え収集運搬車両や中間処理施設で使う重機の燃料（軽油）を対象としているところもあります。産業廃棄物を収集・運搬し処分する過程で車両や重機から発生するCO₂排出量を対象とするもので、計算式は以下のとおりです。

$$\text{燃料使用量 (L/年)} \times \text{換算係数}^{*3} \times \text{取組の方針比率} = \text{オフセット量 (トン/CO}_2\text{)}$$

※3：CO₂排出係数（参考）、軽油0.00262t-CO₂/L（ガソリン0.00232t-CO₂/L）

算出されたオフセット量をカーボンオフセットプロバイダーから購入すると、移転手続き（2～3週間）を経て、国際基準に準拠した調達により各組合員固有のクレジット識別番号（シリアル番号）が記載された「カーボンオフセット証明書」が発行され手続きが完了します。

なお、今回オフセットを行った組合員には10月21日付でカーボンオフセットの無償譲渡完

了の証明書が発行されました。今回のオフセット権は一般社団法人日本カーボンオフセット（COJ）とのワンショット契約を利用し、韓国の風力発電プロジェクトから排出権を調達しました。

今回カーボンオフセットを実施した組合員

石田興業 株式会社
株式会社 エコ・ファクトリー
株式会社 エコワスプラント
株式会社 川上商店
クリーンサービス 株式会社
有限会社 コトブキ環境
新和环境 株式会社
東明興業 株式会社

※詳細は各社のホームページをご覧ください。



また、新たにスタートする東京都の第三者評価制度の評価基準のひとつに「先進的な取組み」として温暖化ガス削減対策が盛り込まれていることから、今後積極的に取り組まなければならない重要事項と位置付け、カーボンオフセットへの取り組みを推進していきたいと思います。

優良化・電子化推進委員会

★電子マニフェストについて★

㈱イーリバースドットコム ASP システム Ver.5 導入に向けて合同説明会を開催

来年1月3日より運用が開始される㈱イーリバースドットコムの ASP システムのバージョンアップ（Ver.5 の導入）に合わせた合同説明会を下記要領で開催することとなりました。

- ・ ㈱イーリバースドットコム主催 合同説明会（計 16 回）11 月 5 日～11 月 30 日
東京地区開催 11 月 9、10、11 日
- ・ 関東建設廃棄物協同組合主催 組合員向け説明会
11 月 4 日 13：00～17：00 日本教育会館 定員 70 名

電子マニフェスト専用作業伝票の統一

電子マニフェスト運用上必須の「専用作業伝票」の仕様統一化により、経費のコストダウンを図るべく、電子マニフェスト ASP システム Ver.5 の運用に合わせた組合統一作業伝票の企画・検討を行っています。

★第三者評価制度認定取得に向けて★

東京都の第三者評価制度 — 「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」

東京都では、優良業者の育成を目的に、外郭団体である（財）東京都環境整備公社を第三者評価機関とした認定制度の受付が11月26日より開始します。

- ・ 処理業者向け説明会 10月14、15、19日
- ・ 認定申請期間 10月26日～11月25日
- ・ 認定処理業者の公表 平成22年2月

※申請の手引きなどは、（財）東京都環境整備公社のHPを参照下さい。

当委員会では、全組合員がこの制度を取得できることを目標に、各項目への質問などをアンケートにまとめ、情報を共有できるようとりまとめを行っております。

処理システム委員会

★BCS 合同施設視察会開催 ～ 福島・仙台 ～★

平成21年10月2日、恒例となっているBCSとの合同施設視察会を開催いたしました。BCSからは戸田建設(株)高橋辰男部会長をはじめ14名、建廃協からは齋藤理事長をはじめ24名の、総勢38名により、福島県のグラスウール広域再生利用認定を受けている「パラマウント硝子工業(株)長沼工場」と宮城県の管理型埋立処分場「仙台環境開発(株)」の2か所の視察を行いました。

【パラマウント硝子工業(株)】

福島県須賀川市に位置する長沼工場です。

同社は1946年創業以来、1949年に日本初のグラスウール工場生産化に成功した会社で、長沼工場では、24時間3交代でグラスウールを製造しています。ピンや板ガラス、ブラウン管等のガラスカレットとソーダ灰をミックスし、約1300℃で溶解、遠心力を利用し繊維化してグラスウールが作られています。工業用のグラスウールはソーダ灰を使わず100%リサイクルカレットを使用しています。住宅用グラスウールを製造する1号機は、1250t/月の生産能力があり、産業用グラスウールを製造する2号機は800t/月の生産能力があり、グラスウール製品の原材料に再生する能力は日量4tで、平成20年度の再生実績は、24tとのことでした。広域再生利用認定にともない搬入されるグラスウールについては、まだ異物が混入している場合もあり、分別の徹底をお願いされました。余談ですが袋詰めされた住宅用グラスウール「ハウスロン」の1袋は約500gだそうです。



【仙台環境開発㈱】

宮城県仙台市に位置し、産業廃棄物の管理型埋立を行っている処分場です。現在増設工事を行っており完成後の全埋立容量は2,114,576m³に達します。進捗状況は95%で、11月28日にはグランドオープンする予定だそうです。あいにくの雨で管理型最終処分場の周辺を歩くことはできませんでしたが、新しく建設された中間処理工場を時間をかけて見学させていただきました。管理型埋立処分場と中間処理工場等を合わせた敷地面積は22,000㎡もあり、東京ドーム2.3個分とのことでした。



中間処理工場は、木くず破碎施設、RPF 製造施設、混合廃棄物選別施設、石膏ボード再資源化施設に分かれています。すでにフル稼働していました。木くずは燃料チップ・原料チップ等となり、プラスチックと紙は約7000キロカロリーのRPFとなります。また、石膏ボードは粉碎・分離後、乾燥用キルンを通し、半水石膏や無水石膏として再資源化されていました。

今回の視察会は、福島県、宮城県の施設2カ所を日帰りで行うという、非常にハードなスケジュールの中行われ、参加者の方々は非常にお疲れになられたと思いますが、次回の広島・豊島の視察会にも懲りずにご参加ください。



中間処理プラントを視察



手前から最終処分場を視察



唯一の集合写真。この直後から雨に・・・

★破碎選別研究会開催★

平成21年度第1回破碎選別研究会が9月9日に開催されました。
代表研究者の国立環境研究所山田正人先生のご挨拶の後、各研究者の方々から成果発表が行われました。今回の成果発表は下記の通りです。(敬称略)

- ・ 破碎選別技術システム導入による総費用変動の評価 国立環境研究所 山田正人
- ・ 中間処理施設に着目した廃棄物フローモデルの開発 国立環境研究所 遠藤和人
- ・ 建設混合廃棄物の搬入性状の評価 埼玉県環境科学国際センター 渡辺洋一
- ・ 破碎選別による建設系廃棄物の地域循環システムの設計に関する研究
北海道大学大学院工学研究科 東條安匡
- ・ 電気パルス粉碎における試料電気特性の影響およびその実廃コンクリートへの適用
早稲田大学理工学部 大和田秀二
- ・ 建設混合廃棄物への湿式破砕法の適用性の評価 東京大学 藤田豊久
- ・ 砂状の建設混合廃棄物破碎選別残渣中の廃石膏ボードと木の含有特性
復建調査設計株式会社 朝倉 宏
- ・ 破碎選別残さの安定性の評価 龍谷大学 理工学部 石垣智基
- ・ 破碎選別残さの環境安全性の評価 秋田県立大学 阿部 誠
- ・ 破碎選別残さの資源利用可能性の評価 日本工業大学 小野雄策

組合からは、コンクリートがらによる再生砕石からの6価クロム溶出の防止方法についての議題が提出され、多くの防止方法に関する意見を伺う事ができました。



解体分科会

★解体分科会の主な取り組みについて★

解体分科会は、今年7月に解体工事部門を持つ組合員で構成され、活動を開始しました。

当分科会は中間処理施設を保有する組合員で構成される処理システム委員会の分科会という位置付けで、解体工事に関連した廃棄物問題に特化して取り組みます。

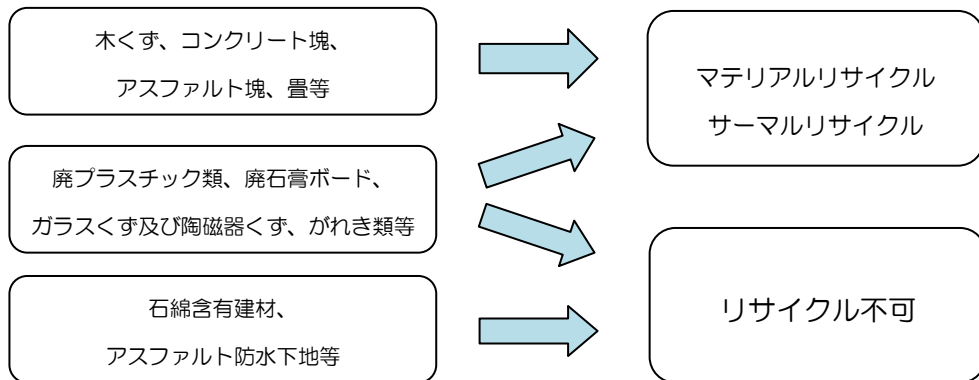
現在の活動は解体工事から排出される廃棄物問題の課題整理を中心に行っており、解体廃棄物の取り扱いや受注形態（産廃処理の分離発注等の提案）、解体廃棄物の委託先の選定、排出量や処理費用等が主な問題として挙げられました。

特に廃石膏ボードの処理等に関するリサイクル問題については、分科会としての方向性を示したいと考えております。

○今後の主な取組

1.解体廃棄物のリスト化

建物の構造別に排出される廃棄物を種類ごと、品目ごとに整理し、処理やリサイクル方法を分かりやすくリスト・データ化する。



2.リーフレットの作成

分別解体と解体廃棄物の処理方法等、図解入りで解りやすく解説したリーフレットを作成・運用する。

3.解体 ECO 証明（仮称）の作成

発注者に提出する完了報告書のほかに、解体工事の作業手順や廃棄物の排出量・リサイクル品目の排出量及びリサイクル方法を証明する書類を作成・発行する。

4.解体業界との交流

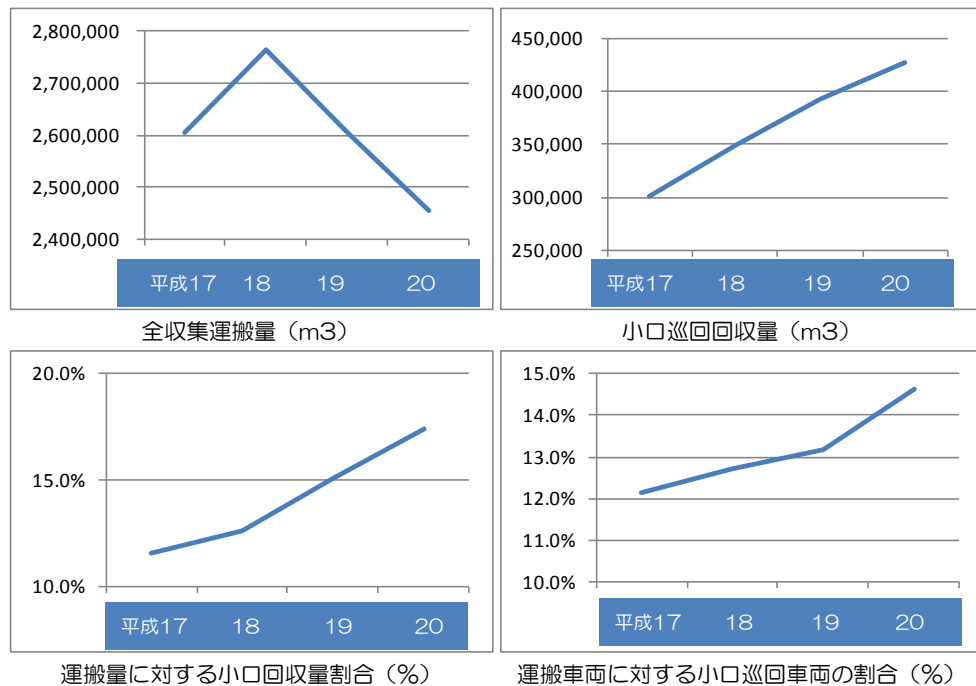
解体業界との懇談会を開催し、情報や提案等の意見を交換する。

収集運搬委員会

収集運搬委員会では、国土交通省が主催する「首都圏建設副産物小口巡回回収システム構築協議会」に、組合員9社が取り組んでいる小口巡回回収データの過去4年分を集計し、参考資料として提供する取組を行っている。そのいくつかのデータを見ると、小口巡回収集が年々普及しつつある状況が顕著に表れている。

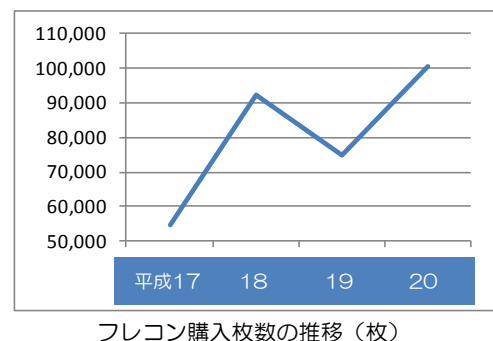
1. 全収集運搬量と小口巡回回収量の比較

最近の景気低迷の影響を受け、全体の収集運搬量は減少傾向にあるが、小口巡回回収量は確実に増加している。小口巡回回収量が全体の収集運搬量に占める割合は、H17年度の11.5%に対してH18年度17.4%と約5割増しの伸び率になっている。同様に、小口巡回回収に使用されるユニック車の全体車両に占める割合も増えており、約2割の伸び率を示している。また、小口巡回回収車一台当たりの収集運搬量を算出すると、H17年度13.8m³であったが、H20年度は15.5m³と約1割強収集量が増えており、多少運搬効率が向上している結果となっている。



2. 小口巡回回収車一台当たりの収集運搬量及びフレコンバッグの購入枚数の推移

フレコンバッグの購入量は、巡回回収量の増減と関連性があるデータだが、こちらの推移は4年間で倍増に近い傾向を示している。今後小口巡回収集が増える傾向を予測して、避けられない経費であるフレコン代を安く上げるためにまとめて購入するケースが増えていると推測される。



◇ 排出事業者は「元請」明示 環境省

環境省 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員会は、廃棄物処理制度の見直しに向けた報告書案をまとめた。

報告書案は排出事業者の責任を強化する方策を打ち出し、工事の請負形態によって排出事業者の特定が難しい場合がある建設系産業廃棄物については、工事の元請け業者を一律に排出事業者と明確に位置付けるよう求めた。

また、欠格要件による許可取り消しについては一次連鎖で止め、その場合も許可取り消し原因が悪質な場合に限定するよう求めた。

◇ 東京都「第三者評価制度」受付開始

東京都は外郭団体の（財）東京都環境整備公社が第三者機関となり、産業廃棄物収集運搬・中間処理業者の優良性基準適合を評価・認定する第三者評価制度の受付を開始した。（11月25日まで）

これに伴い、当組合では10月28日に東京都及び（財）東京都環境整備公社の担当者を招き、評価項目に関する説明会を行った。申請を予定している組合員は15社を超えており、各社「産廃エキスパート」の認定に意欲を燃やしている。



◇ 東京都「産プラスチック類の埋立ゼロに関する協定」（第2回）締結事業者の募集始まる

東京都は、同協定の第2回締結事業者を10/30～11/25にかけて募集する。この協定は、今回開始した「第三者評価制度」の評価対象項目としても掲げられている。

◇ 「産廃スクラム29」の不法投棄撲滅強化月間を実施

産業廃棄物の不法投棄を撲滅するため、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称名「産廃スクラム29」）は、平成20年度に引き続いて強化月間を設け、各参加自治体が集中的な取組を実施した。

参加自治体

東京都、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、新潟市、長野市、静岡市、浜松市

新規組合員加入

10月度の理事会において、新規組合員として「増尾リサイクル株式会社」の入会が承認されました。

増尾リサイクル株式会社 代表取締役 増尾光彦

東京都荒川区西日暮里2丁目18番1号

TEL：03（3805）2106

※詳細は組合HPから組合員一覧のリンクよりご参照ください。

コラム

“政府、ダム48事業や高速の工事凍結” “公共事業削減 急ピッチ” “国交省 道路、新規はゼロ” 10月の新聞にはこんな見出しが目立った。2010年度予算の概算要求に向けてのニュースだ。特に、群馬県のハツ場ダムの話題はワイドショーなどでも取り上げられたほど。ダムの工事には住民の移転地や代替道路を整備する工事、川の流れを変える工事などダム本体の工事以外にも様々な工事が関係している。大規模なダムを建設する場合には1年間に地元で1200人近くの雇用が見込まれるという。いやいや地方の事だから、とは言え経済への影響が全くないわけではないはず。このニュース、ダムの話だけではない。現在工事中の道路も全体の2割が止まる恐れがあるという。こちらも地方経済や雇用問題など影響が懸念される。我々の業界、産業廃棄物処理業へも深刻な影響が出てくるのは否めない。というより大打撃というべきか。公共工事だけでなく、民間の工事も冷え込んでいるわけで、昨年来から続く不況の嵐を何とか乗り越えなければと、どこも必死にしがみついている状況だ。追い討ちをかけるようなこのニュース。明るい話題はないものか…。

こういう時だからこそ、ピンチはチャンスと捉えていけないものか。徹底して足元を見直し、業界全体で信頼を得るチャンス。新たな取組みに挑戦していくチャンス。前向きに進むしかない。パネルディスカッションの記事でもあるように、27年前の冬の時代を乗り越えたように。

あとがき

いよいよ東京都の第三者機関による優良評価制度の受付が始まりました。優良品業者の評価基準は、「遵法性」「情報公開性」「環境保全への取組み」です。自らの企業価値や適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組みに関して、インターネットによる情報公開を行い、市場での評価を得ると共に無差別化をなくすことが目的です。

また、組合の新規取組みであるカーボンオフセットも、優良評価制度では「先進的な取組み」と評価項目に掲げられています。私達が日常生活や経済活動において避けることが出来ないCO2等の温室効果ガスの排出について、個人及び各企業が省エネや植林等による直接的なオフセットや、温室効果ガス削減プロジェクトに自主的な資金援助を行い、自ら排出する温室効果ガスを相殺する間接的なオフセットなど、地球温暖化対策の活動に注目が集まっています。

皆様もこの機会に地球温暖化対策、カーボンオフセットの趣旨をご理解頂き、私ども建廃協の活動にご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

建廃協だより 2009. 秋号

企画・編集：共同購買・広報委員会

発行：関東建設廃棄物協同組合

〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-6 藤木ビル3F

TEL 03-5159-8171 FAX 03-5159-8173

<http://www.kenpaikyo.or.jp>

組合員

(株)IWD	☎046-235-6000	(有)コトブキ環境	☎03-3522-5858
(有)有明土木	☎03-3522-5353	(株)ジャパンリサイクル	☎042-337-0777
石田興業(株)	☎0285-84-1161	(有)昇鋭金属	☎03-5710-1829
市川燃料チップ(株)	☎03-3636-3280	新和環境(株)	☎03-3208-5047
(有)イワモト	☎044-511-9381	成友興業(株)	☎042-558-4111
栄和リサイクル(株)	☎03-5273-4446	(株)総武開発	☎047-357-1155
(株)エコ・ファクトリー	☎042-379-0013	(株)大進興業	☎04-2944-7891
(株)エコワスプラント	☎042-588-0072	(株)タイセイリサイクル	☎042-945-1190
大久保興業(株)	☎042-335-4588	(株)タケエイ	☎03-6361-6830
(有)大空土木	☎042-560-5717	東亜建業(株)	☎03-5229-6851
上総商産(株)	☎03-3522-7281	東明興業(株)	☎03-5910-2771
(株)川上商店	☎042-379-0011	東葉産業(株)	☎03-5664-0850
(株)共同土木	☎048-771-7973	増尾リサイクル(株)	☎03-3805-2106
協栄興業(株)	☎048-718-0311	丸徳興業(株)	☎043-255-1316
クリーンサービス(株)	☎042-491-9888	(株)ユーワ	☎042-944-1956
(有)クロダ	☎03-3677-0546	(株)リフレックス	☎0468-33-0700
(株)光洲産業	☎044-822-0795	ワイエム興業(株)	☎048-933-3000

賛助会員

(株)イーリバースドットコム	☎03-6402-8851	都築鋼産(株)	☎03-3914-8511
(株)エコグリーン	☎03-3537-3240	東芝テック(株)	☎0558-76-9456
(株)エコテック	☎0424-79-1921	東京トリムテック(株)	☎03-3492-3430
(株)カムテックス	☎03-3264-4900	東武運輸(株)	☎0485-32-1313
環境保全(株)	☎03-6361-6854	内藤環境管理(株)	☎048-887-2590
(株)北川鉄工所	☎03-3844-7108	日生運輸(株)	☎0869-67-1000
(株)協伸製作所	☎045-503-2061	富士鋼業(株) 東京(支)	☎03-3263-5128
コマツ建機販売(株)	☎042-752-7115	(株)御池鐵工所 関東(営)	☎048-261-1166
シグマテック(株)	☎03-5651-2201	三菱化学物流(株) 九州(支)	☎093-643-2660
(株)スカラベサクレ	☎093-321-3050	リファインバース(株)	☎03-3538-1712
仙台環境開発(株) 東京(営)	☎03-3580-1711	03 ヨムイターナショナル(株)	☎03-6857-0221

H21.10.01 現在